訴　　状

平成２４年７月２０日

東京地方裁判所民事部　御中

原告ら訴訟代理人　弁護士　　井　　坂　　和　　広

同　　弁護士　　石　　井　　英　　智

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

低周波音被害国家賠償請求事件

訴訟物の価格　　金８１９万円

貼用印紙額　　金４万４０００円

第１　請求の趣旨

１　被告は、原告らに対し、それぞれ金１００万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　被告は、原告らに対し、それぞれ平成２４年７月２１日から判決確定まで１日金１０００円の割合による金員を支払え。

３　訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに１、２項につき仮執行の宣言を求める。

第２　請求の原因

１　当事者

（１）原告らは、いずれも別紙当事者目録記載の住所地に居住し、それぞれの隣地に所在する音源（冷凍庫、給湯機等の機器）が発する低周波音に日常的に曝されたために健康被害を受けた被害者である。

（２）被告は、国家賠償法第１条による責任主体である。

２　環境大臣の規制権限不行使に関する国家賠償責任（不作為）

（１）規制権限の根拠

①　環境基本法について

環境基本法第１条は、「この法律は、環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国の責務を明らかにすると共に、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に増進し」と基本目的を示し、第１６条は、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と定める（第１項）。そして、「第１項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」（第３項）、「この章に定める施策であって公害の防止に関係するものを総合的かつ有効適切に講ずることにより、第１項の基準が確保されるように努めなければならない」（第４項）と定めている。

このように、いわゆる典型７公害（同法第２条３項）のうち４種類について基準制定を要請する１６条１項を受けて、「騒音」については「環境基準」が設けられている。

②　低周波音に対する政府の規制権限

原告らが長期間、継続的に曝されてきた「低周波音」とは、周波数１００

Ｈｚ以下の音であり（このうち、２０Ｈｚ以下の音は「超低周波音」と呼ばれる）、１０１Ｈｚ以上の高周波音も含む広義の騒音とは区別される。低周波音も、環境基本法が「人の健康又は生活環境に被害を生ずること」と定義づける「公害」であり、同法第１６条１項に言う「騒音」にあたるが、前記「環境基準」や「騒音規制法」が妥当しない周波数域の音である。つまり、低周波音については、前記４種類の公害における「環境基準」に相当する基準は定められていないし、規制法も存在しないが、現代の日本において一般的に通用する広い意味での「騒音」であり、環境基本法に定められた「騒音」に該当する。従って、低周波音に関して、人の健康を保護し、生活環境を保全するための基準を制定する権限を政府が有することについての根拠規定が環境基本法第１６条１項である。

（２）違法性（国家賠償法１条１項）

最高裁判所は、「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質に照らし，具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使による被害を受けた者との関係において、国賠法１条１項の適用上違法となる」としている（最高裁平成元年１１月２４日判決等）。環境大臣には、その規制権限を発動して低周波音による健康被害発生を防止するに足りる規制基準を定める等の規制措置をとるべき義務があったが、かかる規制措置をとらなかった。かかる権限不行使は、国賠法１条１項の違法性が認められる。そこで、①作為義務の発生根拠及び②具体的義務違反行為につき、以下に述べる。

①　規制権限行使義務の根拠

作為義務の根拠は、以下のとおり重複して存在する。

（ア）低周波音による健康被害の発生にかかる社会的実態

遅くとも環境省が「低周波音問題対応の手引書」を発表した平成１６年

６月の時点で、以下に述べるとおり、環境大臣には、低周波音による健康被害防止のための規制権限発動が要請される社会的実態が存在していた。低周波音による苦情は昭和４０年代から発生し、その後も地方自治体に寄せられる苦情件数は増え続けている（なお、本訴状で言う「苦情」とは、低周波音に曝された人が「不定愁訴」的症状（めまい、吐き気、胸の圧迫感、頭痛、手足のしびれ、耳鳴り、いらいら）のいずれか、不眠、それらから派生するうつ等の諸症状を訴えることを指し、これらと「健康被害」はほぼ同義である）。現環境省の前身である環境庁は昭和５２年から環境問題の主要テーマとして低周波空気振動を取り上げ、実態の調査や研究を始めた。同庁は「昭和５３年度低周波空気振動等実態調査」に基づく報告書を発表し、昭和５９年度には「低周波空気振動調査報告書～低周波空気振動の実態と影響」を発表した。これと並行して社団法人日本騒音制御工学会も低周波音を「騒音制御８巻３号（１９８４年）」で特集として取り上げて以来、調査・研究を進めている。そして、環境省は平成１３年度の調査項目として、低周波音の問題に再度取り組みを始め、平成１４年８月に社団法人日本騒音制御工学会に委託して、同学会に「低周波音対策検討調査委員会」を設置させた（そして、次項の「手引書」発表に至る）。このような環境省（環境庁も含む）低周波音問題に対する施策の実施経過は、日本国内における低周波音に対する行政的対応が要請される社会実態の存在を示している。次に述べる「手引書」の発表はその最たるものである。かかる官庁の動向とは別に、低周波音問題を巡るマスコミ報道等は枚挙にいとまがない。さらに、原告らが提出する近年の低周波音による健康被害事例のデータは、これらが氷山の一角であり、この数字の裏に隠れた被害実体（いわゆる「暗数」）は膨大な数字になると思われる。

（イ）環境省による「引き受け行為」（「低周波音問題対応の手引書（参照

値)」の発表)

環境省は、平成１６年６月に「低周波音問題対応の手引書」(以下、「手引書」という)を発表した。かような実際に「基準値」「ガイドライン」「アセスメント」と評価されうる数値や評価手順等を発表したことは、低周波音による健康被害という問題領域において、環境基本法によって付与された権限を発動すべき具体的義務を生じさせる。

即ち、民法不法行為上、作為義務の根拠として「条理」上の作為義務が認められ、この点、東京地方裁判所は、いわゆる危険の防止を引き受けた関係から、当該公務員はある法律関係を前提として特別の社会的接触関係に入った者、即ち、保証人的地位を有するに至ったとして、条理上の作為義務を認めている(大学の空手愛好会に所属する学生が退会するに際して集団暴行による生命侵害の危険を訴え、大学側が責任を持って解決すると明言したが、何も処置をとらなかったところ、同学生が集団暴行を加えられ死亡した事案、東京地裁昭和４８年８月２９日判決、判時７１７・２９)。かような民法上の不法行為における作為義務の発生根拠の考え方は、本質的共通性を有する国家賠償請求にも適用されるべきであるところ(新日本法規出版社「国家賠償の実務」１８、３７Ｐ参照)、環境省は、正に手引書の発表によって低周波音による健康被害を防止する責務を引き受けたものであり、条理上、その規制権限を行使して低周波音による健康被害を防止するに足りる規制措置を講ずるべき作為義務が認められるのである。

② 環境大臣の作為義務違反

環境大臣は、前記のとおり、低周波音による健康被害を防止するに足りる次のような規制措置を講ずる義務があったにもかかわらず、これを怠り規制措置を講じなかった。

(ア) 現在の低周波音に対する規制の国際水準を基礎としつつ、我が国にお

いて発生している低周波音による健康被害の実態を踏まえ、それを防止するに足りる水準の基準値を制定しなかった不作為

（ａ）環境省が自ら発表した「手引書」の巻末資料によれば、１９９６年にスウウェーデンは３１．５Ｈｚ～２００Ｈｚの低周波音（国によって低周波音と捉える周波数域が若干異なる）について「室内の低周波音のアセスメントのための推奨レベル」を示して推奨基準を制定し、オランダは２０Ｈｚ～１００Ｈｚの低周波音の最小可聴値を示して推奨基準を制定し（１９９９年頃）、ポーランドは２００１年にバックグラウンド（背景音）も考慮した推奨基準を制定し、ドイツは１９９７年に１０Ｈｚ～８０Ｈｚの推奨基準をドイツ規格として制定した（なお、アメリカ、デンマークは手引書で紹介されているが基準は明確に示されていない）。以上のように、環境省が積極的に調査研究した結果として、手引書で報告しているとおり、欧州諸国で低周波音による健康被害について行政的な施策を積極的に講じ、具体的な被害防止策としてガイドラインを制定している。これら欧州諸国のガイドラインの基準値が我が国の参照値を大きく下回っていることは、別紙「低周波音数値比較表」のとおりである。そして、手引書で紹介された欧州諸国における低周波音による苦情に関する社会実態は、前記のような我が国における社会実態と特に異ならない。しかるに、環境大臣は、①で述べたように昭和５９年以来、低周波音問題についての調査研究を行ってきたにもかかわらず、同州諸国が制定したガイドラインに相当する基準を制定しなかった。

（ｂ）手引書に示された「参照値」は、発表した環境省自らが「環境アセスメントの官許保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではありません」と手引書の冒頭で（２Ｐ）述べ、さらに、平成２０年４月７日に各地方公共団体の担当者に向けて、再度、上記同

様の説明文と共に「基準値とするなど誤解された使用が散見されています」と注意喚起を求める文書を送付している。従って、手引書による参照値が原告が主張する意味でのガイドラインではないことは明らかである（従って、上記具体的作為義務との関係では、不作為と観念されるべきである。なお、環境省が何もしなかったならまだしも、手引書（参照値）発表という作為を行ったことの問題性は後述する）。

（ｃ）諸外国の低周波音規制状況や我が国における低周波音被害の実態に加えて、特筆すべきは、近時（平成２２年係属）における公害調整委員会（以下、「公調委」という）に対する申請事件の実態である。

公調委は、申請者が提出した低周波音の測定値が参照値を下回った事案については、測定値が参照値を下回ったことを理由として述べた上、「本件低周波音の程度によって」申請人に健康被害が生じることを認めるに足りる的確な証拠はない」と決まり文句で棄却し（神栖市における騒音振動による健康被害原因裁定申請事件）、或いは、因果関係を否定し（東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件）、さらに測定結果が参照値及び低周波音の感覚閾値（ＩＳＯ）を下回ることを理由に棄却した（鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件）。一方、たまたま測定値が参照値（感覚閾値も）を上回った事案については、「参照値は…一応の目安にはなりうるが、これを超えれば直ちに健康被害が生じるとは言えない」「（高レベルに至らない）低周波音圧レベルによる健康影響の事案では、感覚閾値（ＩＳＯ）をも超えていた点については、「一種の評価値であり，これを超えれば直ちに健康被害が生じ得るというものではない」としている（三原市における低周波音による健康被害裁定申請事件）。そして、測定値が参照値付近であった事案については、「参照値は…対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値などとして

策定されたものではなく、これを上回ったからといって直ちに違法性を基礎づけるとは認められないものである…申請人らが指摘する…測定値をみても…これ（参照値）を大きく上回るというものではない」と述べて棄却する（入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件）。

以上のとおり、平成２２年度以降、公調委に係属した低周波音にかかわる裁定事件のほとんどが測定値いかんにかかわらず、それぞれの数値に応じた理由付けがなされた上で棄却されており、これら複数の裁定全体を概観すると、参照値を超えようが、ＩＳＯ感覚閾値を超えようが、低周波音と名がつく限りは全て棄却されているという印象を受けない者はいないであろう。公調委による棄却裁定の理由のなかに、「感覚閾値を下回る低周波音圧レベルによる健康被害を認めるに足りる知見は現時点では確認できない」という「金科玉条」が見られる。しかし、前記の欧州諸国がそれぞれに「知見」を参考として「感覚閾値」を下回るガイドラインを制定していることを環境省及び公調委はどう説明するのであろうか（もし、公調委が言う「知見」がない限り、全ての申請が棄却されるとすれば、もはや低周波音に関する限り、公調委の裁定手続は「儀式」でしかない。申請人側にとって「儀式」では済まされないことは後述する）。なお、ここ２，３年の間に公調委に係属した低周波音に関する健康被害にかかわる裁定申請事件において、裁定に至った事案は全て申請が棄却されているが、一部の事件（静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件及び原告●●申請にかかる前記裁定申請事件）は、申請人自らが申請を取り下げている。これは、そのまま手続きを係属すれば不適正な測定を経て棄却されることが予想されたためである。原告●●●●は、公調委によって測定が強行されそうになった時点で申請を取り下げ、直ちに訴訟を適した経緯がある。原告●●●●は、公調委に

よって適正な手続が行われ、公正な判断がなされるものと期待して申請したが、手続の進行過程で手続の係属は申請人にとって無意味に止まらず、訴訟も含めた今後の手続上、不利になると判断したものである。現状の公調委は、低周波音に関する申請事件の全てについて「棄却」という権威ある「お墨付き」を与える役割を果たしている。原告ら代理人は、初めて経験した原告●●●●の裁定手続において、殊更に仰々しい審問手続（委員３名、審査官、主査、専門委員、その他の事務方など主催者側だけで１０名近い）と現地調査や現地測定は、権威付のための「儀式」であると徐々に確信するに至った。この権威ある「お墨付き」の要（かなめ）が手引書（参照値）なのである。

（ｄ）以上のように、欧州諸国では既にＩＳＯ最小可聴値より厳しいガイドラインが制定されているのに、我が国では逆に「手引書」と共に紛らわしい値を発表しつつ現実的施策を全くとることなく放置している。昭和５０年代から低周波音問題に取り組んでいる事実から、環境省自身が低周波音による生理的影響（ひいては健康被害）が生じる危険性を認識していた。そして、特に我が国特有の住宅環境において、比較的低レベル音圧の低周波音を発するエコキュート問題が社会問題化している日本においては、欧州諸国より厳しい水準の基準値を制定する義務があったのである。しかるに、環境省は、低周波音による被害者救済及び同被害の防止という観点から見た施策を全く講じていない。昭５２年頃からの調査・研究・報告等の担当職員らによって費やされた膨大な労力・時間・予算は、見せかけでしかなく、何もしていないに等しい（少なくとも低周波音問題の領域に限ってはそう断言して憚らない）。

（イ）「手引書（参照値）」を発表したことによって地方自治体の担当窓口や都道府県公害審査会で生じている弊害について改善策を講じなかった不

作為

（ａ）環境省が手引書を発表したことは、低周波音による苦情にかかわる様々な現場において重大な弊害を引き起こした（この弊害は現在も進行中である）。原告●●●●（前橋地裁高崎支部で係属中の損害賠償請求事件の原告）は、平成２１年５月頃、高崎市環境部環境政策課（公害苦情相談窓口）で自宅隣地で稼動しているエコキュートによる健康被害について相談を行ったが、同課が行った低周波音の測定結果が参照値未満であったため、同年８月４日、高崎市環境部長及び同環境政策課長ら４名から「高崎市としては、測定結果が参照値未満なので対策をとるつもりはない」旨の回答を受けた。このように、地方公共団体の苦情窓口や公害審査会等において、相談者や申請人が参照値を理由として対応を拒否され、棄却されて切り捨てられるという事態が頻発していることは、環境省自ら認識しているところである。各地方公共団体の担当窓口や審査会等で参照値を理由として相談者や申請人の訴えが却下されるということは、参照値が現実に基準値として機能していることを意味する。かかる状況下では、環境省は、自治体担当者等が実際に参照値を基準値として使用することを防止するための具体的な措置を講じる義務があった。環境省に求められた具体的な措置は手引書における参照値にかかわる部分を撤回，訂正ないし廃止することであった。しかるに、環境省は、前記のとおり平成２０年４月に一度、お座なりの「文書」を送付するのみで、それ以外に何も具体的な改善策を講じなかった。

（ｂ）なお、ここで述べたような、低周波音によって何らかの被害を受けた者が実際に相談を持ちかけ、救済を訴えた現場において参照値を契機として生じる現象、或いは、現実に行政の現場で参照値が果たしている機能を客観的に見ると、理屈や法理論がどうにであれ、「参照値」

が、現実の低周波音による被害者を様々な相談段階、救済手続において、切り捨てる役割を果たしていることは厳然たる事実である。恐らく、参照値が苦情者・相談者を救済する方向で役に立ったことは殆どなかったであろう。なぜなら、現実の低周波音被害者のほとんど全ては参照値付近ないし参照値以下の音圧を示す低周波音によって被害を受けているからである（この点は改めて詳述する）。

（ウ）公調委が、低周波音による健康被害者が申請した裁定事件において裁定書の棄却理由部分において、「手引書（参照値）」を基準として判断している実態に対して、是正策を講じなかった不作為

前記のとおり、公調委は、申請者が提出した低周波音の測定値が参照値を下回ったことを理由として申請を棄却した（神栖市における騒音振動による健康被害原因裁定申請事件、東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件、鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件）。公調委の裁定結果は公表されており、環境省は当然に上記裁定結果を認識していた。かかる状況において、環境省に求められる具体的な改善措置は、公調委に対して参照値を判断資料から排除するよう通達等の指示を行うこと、さらに、手引書における参照値にかかわる部分を撤回、訂正ないし廃止することであった。特に、制度上、公調委の裁定通知後、１か月以内に提訴しない場合は、訴訟の途が閉ざされることになるので、代理人弁護士がいない事案では、事実上、公調委が最終的な法手続となる可能性が高い。従って、参照値が公調委係属事案において棄却の手助けをしている現状は早期に是正する必要がある。しかるに、環境省は公調委に対して一切の働きかけを行わず、また、手引書の訂正、撤回、廃止等をすることなく、放置している。

3　環境大臣の「参照値」発表に関する国家賠償責任（作為）

前項の不作為に加えて、本項では、環境省が「参照値」を発表した作為につい

ての国家賠償責任を主張する。

１項の（２）記載のことから、環境大臣は、現在の低周波音に対する規制の国際水準に相応したガイドライン（基準値・推奨値）を制定する義務があった。ところが、環境省は、欧州諸国のガイドラインを大きく下回る参照値を発表した結果、実際の低周波音による健康被害を受けている者のほとんど全てが、提示する測定値がそれを下回るために、あらゆる救済手続から切り捨てられるという結果を招いた。特に、公調委においては、参照値を数値的に棄却の理由とするだけでなく、ＩＳＯ感覚閾値の併用も含めて、低周波音による被害者からの申請を棄却する上で誠に便利な材料を提供している。参照値を中核とする手引書は、社会のあらゆる領域において低周波音に関する苦情を排除する役割を果たしているが（これは、いわば社会学的観点であり、法的評価でない）、公調委との関連で見ると非常に分かりやすい。

海外も含めて政府の低周波音公害を担当する行政当局が具体的にガイドラインを制定しようとする場合、実験に基づくデータ処理によって設定された最小可聴値やＩＳＯ等による感覚閾値などの相対的な評価値を参考資料とせざるを得ないという技術的な制約から、実際に生じている健康被害の実態から乖離した数値が基準値として定められるという現実がある。つまり、社会において蓄積してきた苦情のデータは、ガイドライン制定を要請する社会的事実として採用されるが、ガイドラインの数値的基礎として利用されるには至っていない（それは技術的な問題、統計資料の量的問題等による）。現実の社会で発生する健康被害の実態と実験室的な成果に過ぎない基準値が乖離するのはやむを得ないところであるが、行政には、できる限り現実の被害実態に沿うガイドラインを制定する義務がある。前掲の欧州諸国のガイドラインがＩＳＯ感覚閾値を下回っているのは、欧州諸国の担当行政当局がかかる行政に課せられた被害防止義務に対応しようとする姿勢の表れである。しかるに、我が国の担当当局である環境省は、何故にか、「基準ではないから使わないでください」と断りながら、

発表すれば基準として機能することが明かな（これは実態論であり理屈の問題ではない）参照値を発表した。環境省が「ガイドラインではありません。基準として使用しないように気をつけて下さい」と述べる理由は、「ガイドライン」「基準」としての正当性・妥当性を備えていないからに他ならない。かかる数値を環境省の名で発表した罪はまことに重く、仮に過失によるとしてもほとんど故意に近いと言わねばならない。蛇足ではあるが、２５Ｈｚ～６３Ｈｚにおいて参照値と欧州諸国のガイドラインとの乖離率が特に大きいのは、日本の電機製品や業務用機械が発生させると予想される周波数帯であるため、特に基準を緩める必要性があったからと推測される。主観的な憶測による主張であるが、環境庁時代の昭和５０年代から取り組んできたのにわざわざ非常に緩い基準を発表した意図はそこしかないと思われるのである。何もしなくてもＩＳＯの感覚閾値が既にある以上、それを広報すれば充分なのに、感覚閾値をさらに緩めた基準を発表した行為の違法性は極めて高いと言うべきである。

なお、参照値発表による害悪は、前項（不作の主張）で述べた自治体窓口、都道府県公害審査会、公調委において基準値として使用されるだけでなく、諸作尽きた被害者が提起した民事訴訟においても、ことごとく被告側から参照値を用いた反論が行われており、原告らはそれによって本来必要のない訴訟活動に労力を注がざるを得ない状況に置かれている（そして、最悪の場合は、参照値を資料とした敗訴判決のリスクがある）。

改めて強調する。環境省は、手引書に堂々と、「苦情申立があった場合に、低周波音によるものかどうかを判断する目安となる値（参照値）などを示しています」と述べている（２Ｐ）。これは、「苦情、即ち、低周波音による健康被害を役所、審査会、公調委に対して訴えてきた場合には、当該訴えにかかる低周波音と症状には因果関係がないものと判断して対処下さい」と言っているのと同じである。現に、平成２２年度に公調委に係属・終結した低周波音がらみの申請は全て例外なく棄却された（終結事件１３件のうち、偶々調停で終了

した１件と申請人が裁定結果とその悪影響を見越して取り下げたと推測される３件を除いた９件)。環境省の罪は真に重いと言わねばならない（かかる悪循環とそれによる重大な害悪を阻止することが本国賠訴訟提起の動機である)。

かくして、環境省が参照値を発表した行政行為は、環境基本法第１条の基本理念とそれを実現するための具体的施策の実施を規定する同法第１６条が要請する低周波音による健康被害を防止すべき義務に違反するものであり、国家賠償法１条１項の違法性が認められる。

４　損害の発生

（１）原告●●●●

原告●●●●（以下、「原告●●」という）は、２項（２）②（ア）（ｃ）で述べた神栖市における騒音振動による健康被害原因裁定申請事件の申請人である。原告●●は、平成２０年９月頃から、氷雪業を営む隣地居住者が稼動させている冷凍庫及びこれを冷却する機械が発する低周波音等に、昼夜にわたって曝され続けたために、睡眠障害、耳への圧迫感、耳鳴り、吐き気等の健康被害を受けている。原告●●は、当初夫、夫の実父と自宅で同居していたが、健康被害の悪化を回避するために近隣地域内のアパートで避難生活を行い、自宅と避難場所とを行き来する生活が続いている。なお、当時は隣地の低周波音による影響がなかった夫も最近になって睡眠障害が生じるに至った。

（２）原告●●●●

原告●●●●（以下、「原告●●」という）は、上記（１）と同様に、三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件の申請人である。原告●●は、平成１８年５月１日から近傍の高齢者専用賃貸住宅施設に設置されて稼動している高圧受変電施設等が発する低周波音に終日曝されてきたために、頭痛、不眠、いらいらの症状、足のしびれ及びだるさ、首筋及び肩の凝り、胸の圧迫感及び痛み、疲労感、胃やお腹の痛み等の健康被害を受けて

いる。

（３）原告●●●●

原告●●●●（以下、「原告●●」という）は、上記（１）と同様に、鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件の申請人である。原告●●は、平成１８年３月から隣地に設置された携帯電話基地局が発する低周波音に終日曝されてきたために、不眠、頭痛、吐き気、疲労感、立ちくらみ、食欲不振、呼吸困難、神経症状、うつ症状等の健康被害を受けている。

（４）原告●●●●及び原告●●●●

原告●●●●及び原告●●●●（以下、「原告●●ら」という）は、入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件の申請人である。原告●●らは、隣地で操業する発熱剤製造工場において平成２１年３月から稼動する集塵機等が発する低周波音に曝されたために、圧迫感、いらいら感、抑鬱気分、吐き気、頭痛、胃痛、目眩等の健康被害を受けている。原告●●らは現在も同様の被害を受けつつ自宅で生活している。

（５）原告●●●●

原告●●●●（以下、「原告●●」という）は、２項（２）②（イ）（ａ）で述べたとおり、高崎市環境政策課によって対応を拒否された後、群馬県公害審査会の手続等を経て、自ら申請した公調委による原因裁定事件の係属中に申請を取り下げ、直ちに製造物責任訴訟を提起した者である（現在、前橋地裁で審理中）。原告●●は、隣地居住者が平成２１年４月頃から稼動させているエコキュート（自然冷媒ＣＯ２ヒートポンプ給湯機）が発する低周波音に曝されてきために、吐き気、目眩、頭痛、耳鳴り、手足の痺れ睡眠障害等の健康被害を受けている者である。なお、原告の妻も同様の被害を受けているが、本訴には参加していない。原告●●は、現在も妻と共に上記被害を受けつつ自宅で生活している。

（６）以上のとおり、原告らはいずれも、隣地或いは近傍に設置され稼動する音源から発生する低周波音に長期間継続的に曝され続け、そのために健康被害を受けている者たちである。そして、前記のような健康被害に加えて、原告●●、●●、●●、●●の４原告は、公調委によって参照値等を口実に棄却され、原告●●は市役所等で門前払いを受けたうえ、公調委に対する申請取り下げを余儀なくされ、あげくに民事訴訟においても被告である製造業者から参照値を主たる根拠とした反論を展開されたために、本来不必要な対応を余儀なくされている。従って、原告らには、低周波音による直接的な被害による精神的苦痛に加えて、環境省による参照値発表によって一層精神的苦痛を増幅されている。

５　因果関係

原告らはいずれも、前記のとおり、当該音源が発する低周波音を長期間継続して曝されたために健康被害を受けているが、環境大臣が前記のとおり、付与された規制権限を行使して低周波音による健康被害を防止するに足りる規制措置を講じることによって、原告らが受けている健康被害を回避することが可能であった。また、環境省が参照値を発表しなければ、或いは、既に発表した参照値を廃止等をしてそれによる弊害発生を阻止していれば、原告らの精神的苦痛を増幅されることもなかったはずである。より具体的には、原告らいずれも公調委に対して裁定申請を行ったが棄却決定を受け、或いは、棄却決定が確実であるため取り下げた者であるところ、環境省が自らの規制権限を行使して、参照値を発表せず、又はこれを撤回すると共に、本書２項（２）（ア）記載のとおりの水準の基準値を制定していれば、原告らは公調委において棄却されることなく、申請を認める決定を受けることができたはずである。そして、その結果、隣地の住民や業者が改善措置をとることによって、原告らに生じている症状は改善されたはずである。

従って、原告らが受けている精神的苦痛と前記環境大臣の不作為・作為とに

因果関係が認められる。

6　原告らの損害

原告らが受けてきた精神的苦痛は１日当たり１０００円相当に換算される。

（１）原告●●●●

① 氷雪業を営む隣地居住者が機械を稼働した平成２０年９月１日から提訴日（平成２４年７月２０日）までの損害金

１０００円×１４１９日＝金１４１万９０００円

② 提訴日の翌日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（２）原告●●●●

① 近傍の高齢者専用賃貸住宅施設に設置された高圧受変電施設等が稼動した平成１８年５月１日から提訴日（平成２４年７月２０日）までの損害金

１０００円×２２７３日＝金２２７万３０００円

② 提訴日の翌日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（３）原告●●●●

① 隣地に設置された携帯電話の基地局が稼動した平成１８年３月３１日から提訴日（平成２４年７月２０日）までの損害金

１０００円×２３０４日＝金２３０万４０００円

② 提訴日の翌日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（４）原告●●●●及び原告●●●●

① 隣地の会社が集塵機等を稼動した平成２１年３月３０日から提訴日（平成２４年７月２０日）までの損害金（１人当たり）

１０００円×１２０９日＝金１２０万９０００円

② 提訴日の翌日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（５）原告●●●●

① 隣地に設置されたエコキュートが稼動した平成２１年４月２６日から提訴日（平成２４年７月２０日）までの損害金

１０００円×１１８２日＝金１１８万２０００円

② 提訴日の翌日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

7　結論

よって、原告らは、被告に対し、以下のとおりの支払いを求める。

（１）原告●●●●

①前記損害合計１４１万９０００円のうち１００万円とこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金

②平成２４年７月２１日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（２）原告●●●●

①前記損害合計２２７万３０００円のうち１００万円とこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金

②平成２４年７月２１日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（３）原告●●●●

①前記損害合計２３０万４０００円のうち１００万円とこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金

②平成２４年７月２１日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（４）原告●●●●

①前記損害合計１２０万９０００円のうち１００万円とこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金

②平成２４年７月２１日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（５）原告●●●●

①前記損害合計１２０万９０００円のうち１００万円とこれに対する訴状送

達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金

②平成２４年７月２１日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

（６）原告●●●●

①前記損害合計１１８万２０００円のうち１００万円とこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金

②平成２４年７月２１日から判決確定まで１日金１０００円の割合による損害金

証　拠　方　法

１	甲第１号証	低周波音問題の手引書（平成１６年６月）
２	甲第２号証	裁定書（公調委平成２１年（ゲ）第８号事件）
３	甲第３号証	裁定書（公調委平成２１年（ゲ）第４号事件）
４	甲第４号証	裁定書（公調委平成２１年（ゲ）第２．５号事件）
５	甲第５号証	裁定書（公調委平成２１年（セ）第１０号事件）

附　属　書　類

１	訴状副本	２通
２	甲号証（写し）	各１通
３	訴訟委任状	６通

（別紙）

当　事　者　目　録

〒　　茨城県神栖市

原　　告

〒　　広島県三原市

原　　告

〒　　神奈川県鎌倉市

原　　告

〒　　埼玉県入間市

原　　告

〒　　埼玉県入間市

原　　告

〒　　群馬県高崎市

原　　告

〒３７０－００７３　群馬県高崎市緑町４－５－１４　アイオンズビル２階

弁護士法人井坂法律事務所（送達場所）

電　話　０２７－３７０－５２８２

ＦＡＸ　０２７－３７０－５２９２

原告ら訴訟代理人弁護士　井　坂　和　広

同　弁護士　石　井　英　智

〒１００－００１３　東京都千代田区霞ヶ関１丁目１番１号

被　告　国

上記代表者法務大臣　小　川　敏　夫

（別紙図表）

1．オランダの低周波音の最小可聴値（平均値及び１０％レンジの値）

	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	100	125	160	200
50-60 才の 10 %値	92	88	84	74	64	55	46	39	33	27	22	18	14	10

2．ポーランドの低周波音の完全なアセスメントのための一例

周波数（Hz）	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	100	125	160	200	250
L_{A10}	80.4	73.4	66.7	60.5	54.7	49.3	44.6	40.2	36.2	32.5	29.1	26.1	23.4	20.9	18.6

3．スウェーデンの室内の健康妨害に対する等価低周波音レベルによるアセスメントのための推薦レベル

1/3 オクターブ周波数 Hz	31.5	40	50	63	80	100	125	160	200
等価音圧レベル	56	49	43	41.5	40	38	36	34	32

4．ドイツ規格

周波数（Hz）	(8)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	(100)
レベル	(103)	95	87	79	71	63	55.5	48	40.5	33.5	28	(23.5)

（別紙1）

低周波音・数値比較
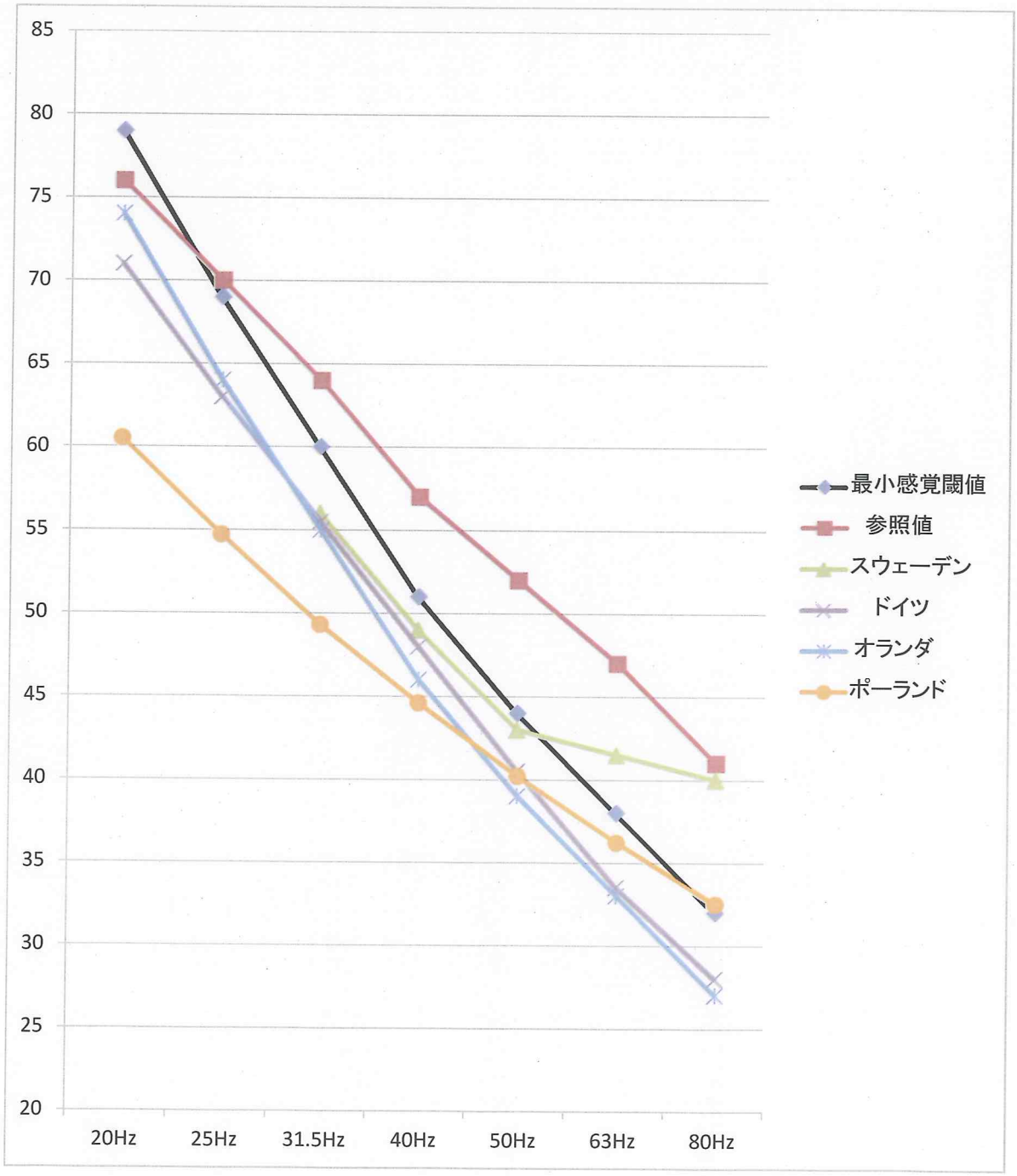
	最小感覚閾値	参照値	スウェーデン	ドイツ	オランダ	ポーランド
20Hz	79	76		71	74	60.5
25Hz	69	70		63	64	54.7
31.5Hz	60	64	56	55.5	55	49.3
40Hz	51	57	49	48	46	44.6
50Hz	44	52	43	40.5	39	40.2
63Hz	38	47	41.5	33.5	33	36.2
80Hz	32	41	40	28	27	32.5